

くりはらし

第15号

平成23年1月1日発行

# 農業委員会だより



震災復興支援感謝物産市 ありがとう栗原  
**栗原“もってけ”市**  
 栗原市観光物産協会

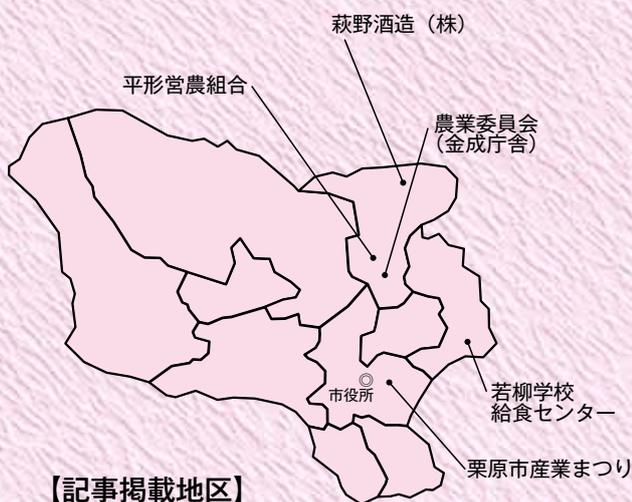
## 栗原“もってけ”市(震災復興支援感謝物産市)

平成22年11月21日・22日に仙台市勾当台公園市民広場において、栗原“もってけ”市が開催されました。

会場では、30を超えるブースの出店があり、栗原市自慢の農産物などの地場産品が販売されたほか、震災復興支援への感謝をこめて、そばだんごの無料振る舞いや花山地区の新しい源泉による足湯無料体験コーナーなどが催されました。

## 主な内容

- 年頭の挨拶……………2P
- 活動報告……………3P
- おらほの活動……………4P
- 目指せ！栗原ブランド……………5P
- 農業委員会からのお知らせ……………6P





## 年頭の挨拶

栗原市農業委員会

会長 門 傳 仁

あけましておめでとうございませう。本年もよろしくお願い申し上げます。

さて、新春ではありますませんが少し難しい話をしたいと思っております。

昨年10月1日の菅首相による所信表明演説において突然表明されたTPP(注)への参加は、農業委員会系統組織として断じて認めることが出来ません。

日本がTPPに参加した場合について、農林水産省が行った農産物生産等への影響試算では、農産物の生産が4兆1千億円減少し、また農業の多面的機能の喪失額は3兆7千億円、さらには農業関連産業への影響を含め国内総生産は7兆9千億円減少するとの見込みでした。

関税撤廃が大原則のTPPによる影響は、例外品目を設けているEPA(経済連携協定)による影響とは決定的に異なることを認識しなければなりません。

昨年春に決定された「食料・農業・農村基本計画」において、「EPA、FTA(自由貿易協定)について、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興等を損なうことは行わない

ことを基本に取り組み」と明記されている事を考えれば、TPPの参加表明がいかにも奇異に思えます。それが昨年11月のAPEEC開催国としてのリップサービスだとしても、あまりにもお粗末としか言いようがありません。

政府与党内でも反対の声が多いばかりか、今年6月をめどに農業改革の基本方針を決定する機関として発足した「食と農林漁業の再生推進本部」について、鹿野農林水産相が「再生本部の役割とTPPは別個のものだ。」と発言するなど、関係の足並みも乱れています。

この問題に対して、農業委員会系統組織としては、継続的に反対の運動を行ってまいりますが、最終的には、農業者各位の意志をしっかりと固めなければなりません。情報化社会といえながら、なかなか本場の情報に接することが出来ない現在、視野を広くして勉強していかなければならないと思う「新春」であります。

注 TPP(環太平洋戦略的経済連携協定) 貿易自由化を目指す経済的枠組み。関税を原則的に撤廃しようというもの。

## 第54回 宮城県農業委員会大会

農地制度の適正執行と農業委員会活動の強化を目指して

県内の農業委員が一堂に会し、農地制度の適正執行のための事例報告や政府等に対する政策要望を決議するため、第54回宮城県農業委員会大会が平成22年11月24日、大和町のまほろばホールにおいて開催されました。

大会は、農業委員会活動の強化を目指し毎年同時期に開催されておられ、今回の政策要望決議では、新たな「食料・農業・農村基本計画」の確立に向け、政策の計画的な実施、戸別所得補償制度の本格実施の具体化、そして意欲ある多様な農業者による農業経営の推進など、農業者が未来に希望と誇りを持てる政策実現についての要望が決議されました。

また、現在の貿易自由化水準をより高くするTPP(環太平洋戦略的経済連携協定)の関係国と協議を開始する「包括的経済連携基本方針」が同月9日に閣議決定されたことに対し、TPPへの参加は原則的に関税を撤廃することが前提であり、農林水産省の試算では日本の食料自給率が14パーセントまで低下

し、さらにはその影響が農業生産に限らず幅広い関連産業まで及び、日本の食料安全保障と両立できないのみならず地域経済に大打撃を与えるものであることから、TPP交渉への参加に断固反対するとともに、政府等に対して慎重な対応を促す要望等も決議されました。

大会の冒頭に行われた表彰式では、長年にわたり農業委員として勤続されている大場次郎委員(宮城県知事感謝状)、門傳仁会長(宮城県農業会議会長表彰)に対して感謝状等の授与が行われました。



知事感謝状を授与される大場委員

活動報告

農地パトロール

農業委員会が農地の利用状況を確認しました

農業委員会では、遊休農地の実態把握と発生防止・解消及び農地の違反転用の発生を防止するため、平成22年11月11日から15日にかけて、市内農地を対象に農地パトロールを実施しました。

調査体制は例年どおり、農業委員会に設置されている3つの農地部会ごとに行いました。しかしながら、昨年度の農地法改正により、農業委員会はすべての遊休農地を対象に、毎年1回農地の利用状況を調査することとなったことから、今年度の農地パトロールにおいては、市内全地域において担当農業委員による事前調査を綿密に行い、全



確認を行う農業委員(志波姫)



確認を行う農業委員(若柳)

体的な農地パトロールに活かすことができました。

なお、今回の農地パトロールの調査結果をもとに、遊休農地の解消等に向けて対応を協議し、指導等を行っていくこととなりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

また、長い間遊休農地の状態が続くと、その農地を耕作可能な状態に戻すためには、多大な経費と労力がかかることとなります。

そのため、自ら耕作できないなど、農地の利用でお悩みの場合は、お早めに担当農業委員又は農業委員会事務局までご相談願います。

遊休農地を放っておくと**法的措置**がとられます!

(農地法第30条~第44条)

農業委員会の指導

農業委員会が所有者等に対して、農地をきちんと利用するよう指導します。

指導対象農地

- ① 1年以上にわたって耕作されておらず、今後も耕作されないと見込まれる農地
- ② 周辺の農地と比べて低利用となっている農地

遊休農地である旨の通知

指導に従わない場合

指導しても是正されない場合などは、農業委員会が『遊休農地』であることを通知します。

利用計画の届出

通知を受けた農地所有者等は、今後の利用計画を農業委員会に届け出なければなりません。

必要な措置の勧告等

計画書が不適切な場合等

利用計画の内容が不適切な場合や届出がない場合等には、農業委員会から必要な措置をとるよう勧告します。

罰則等

当該農地が周辺農地に著しい支障を及ぼす場合は、市長から支障の除去等の措置を講ずるよう命令される場合があります。その措置命令に違反した場合は**30万円以下の罰金**。利用計画の届出をせず、または虚偽の届出をした場合、並びに農業委員会の勧告を受け、当該勧告に基づく措置状況の報告をせず、または虚偽の報告をした場合は**30万円以下の過料**という**重い罰則が適用**される場合があります。

農業者年金に加入しましょう!

農業者年金は保険料の額を自由に決められる年金です。

詳しくは、農業委員会事務局へお問い合わせください。電話 42-1239

# おらぽの活動

『平形営農組合』における  
新農政への取組について



平形営農組合(金成)  
組合長  
渡邊 誠悦

平形営農組合の設立の経緯は、品目横断的経営安定対策（後に「水田経営所得安定対策」に改称）が平成19年度から導入され、国の農業政策が認定農業者及び集落営農組織のいわゆる「担い手」の育成に重点を大きく移行したことから、地域で勉強会等を開催し、今後は地域で営農組合を組織し、農作業を効率化していかなければ農業経営を継続していくことが難しいという共通認識にいたり、平成19年12月に営農組合を設立しました。

現在は、参加農家17軒で農地面積約32ヘクタール（うち稲作が約21ヘクタール、そばが約6ヘクタール、その他牧草や野菜などを作付）を経営しています。平成21年の政権交代により、農業政策も今年度から戸別所得補償制度モデル対策が導入され、来年度から本格実施となります。

が、未だに概要も不透明な状況にあります。このように毎年制度が変わる農政では、長期的な経営計画を立てることができず、特に営農組合では制度変更の度に参加農家による組合運営の協議が必要となり、大きな事務負担となっております。

今年度については、適地適作の観点により、転作として牧草や野菜のほかそばの作付けを拡大しました。ただし来年度については、米価の大幅な下落もあつたことから、今年度の決算等を踏まえて総会での協議により取組を決定しますが、そのためにも国からは政策内容を早期に示してほしいものです。

また、地域からは、効率的な農業経営を行うためにも、早期に金成津久毛地区の圃場整備を願う声があります。



作付けされたそば

## 活動報告

### 視察研修「若柳学校給食センター」

～学校給食への地産地消の推進に向け女性農業委員が視察～

私たち女性農業委員は、平成22年10月29日に若柳学校給食センターを視察し、学校給食における地場産品利用の現状や課題等を把握するため研修を行いました。

これは、県内の女性農業委員等で構成する「みやぎアグリレディス21」で決議された事項である「児童への食育や地域経済の活性化等を目的として学校給食への地産地消の推進を行う」ためであり、短い時間ではありましたが、センター長をはじめ担当職員の方から貴重な現場の声を聞くことができました。

研修では、施設の見学を行った後に、学校給食への地場産品利用の現状を伺いましたが、学校給食として利用するためには、大きさなどの規格を揃え、かつ年間を通じて納品する必要があります。そのため、生産者は必要ない栽培技術の習得や設備投資を行わなければならないなど、安心安全な給食を確実に供給するためには大変厳しい現実があることが分かりました。



説明を受ける女性農業委員

しかしながら、地場産品を使用することで、児童は地域農業や食文化のみならず、学校給食の生産、加工そして流通などの過程を学ぶことができ、食育の推進を図ることができます。さらに生産者は、身近に継続的な販路を確保することができるため、安定した農業経営を行うことができます。

以上のことから、学校給食への地場産品の利用を推進にする為に、農業委員としての様に活動していくべきか検討してまいります。

（千葉 優子委員）

目指せ!! 栗原ブランド(11) 「**萩の鶴**」 **萩野酒造株式会社** 44-2214



佐藤曜平さん

栗原市金成地区の地酒「萩の鶴」で有名な萩野酒造(株)に昨年12月に伺ったところ、忘年会や新年会の時期もあり、年末の日本酒の出荷のピークを迎え、蔵は活気に満ち溢れていました。

萩野酒造(株)では、県内産の美山錦と蔵の華を主な酒米として、また、仕込水は市内の自社所有の山からの湧水を使用しています。生産量のほとんどが純米酒を中心とした特定名称酒(普通酒以外の高級酒)が占め、年間約5万本出荷と、同業者間では規模が小さいながらも、いいものをほんの少しだけをコンセプトにこだわりの地酒を造っているとのことでした。

新酒の販売は、昨年12月中旬から始まっており、1月中旬

が仕込みのピークで、造った酒はすぐにビン詰めされ、低温貯蔵庫に保管された後、仙台を中心に出荷されるとのことでした。

萩野酒造(株)の次期蔵元である佐藤曜平さんは、「造り手として『萩の鶴』は多くのお客様に日本酒のおいしさを味わっていただくために造っており、平成14年から発売している『日輪田』は、いわゆる日本酒好きのお客様に向けた個性のある味を追求して造っています。どちらも大切にしています。出来上がってからお客様のお口に入るまで管理がしっかりした小売店や飲食店に販売しています。」と話していました。



もろみの発酵の様子

**普通作物部門**

**最優秀賞**

小野寺 喜久雄(若柳、水稻)

**優秀賞**

高橋 馨一(築館、水稻)

**優良賞**

高橋 英明(築館、水稻)  
白鳥 一徳(志波姫、大豆)  
武川 榮子(高清水、小豆)

**果実部門**

**最優秀賞**

千田 サチ子(金成、りんご)

**優秀賞**

狩野 純(一迫、柿)

**林産物部門**

**最優秀賞**

佐々木 寿和(花山、生しいたけ)

**優秀賞**

中村 博(花山、生しいたけ)  
佐々木 和男(花山、生しいたけ)

**優良賞**

岩淵 正憲(金成、ぎんなん)

**野菜部門**

**最優秀賞**

石川 長内(金成、かぼちゃ)

**優秀賞**

長谷川 つか子(築館、ごぼう)  
三上 和利(高清水、ズッキーニ)  
阿部 朝江(栗駒、白菜)

**優良賞**

佐藤 豊(栗駒、きゅうり)  
小山 忠三(栗駒、大根)  
千葉 正人(花山、じねんじょ)  
小山 ヤス子(一迫、人参)  
千葉 健(志波姫、ほうれんそう)  
鹿野 功(若柳、キャベツ)

**花き部門**

**最優秀賞**

千葉 勝美(若柳、パンジー)

**優秀賞**

千田 滋紀(金成、シクラメン)

**優良賞**

岩淵 徳夫(若柳、ピオラ)  
岩淵 昭彦(若柳、パンジー)

※敬称略

**栗原市産業まつり農林産物品評会**

市内農家による自慢の農林産物244点が出品されました!

平成22年11月3日に栗原原文化会館産業まつり特設ステージにおいて、農林産物品評会表彰式が開催されました。平成22年は、気候変動が大きく、栽培管理が大変難しい年となりましたが、今回も市内各地からすばらしい農林産物が出品されました。市長賞の受賞結果については左記のとおりです。



林産物部門で農業委員長賞を受賞した佐々木寿和さん

**農業者年金に加入しましょう!**

農業者年金は保険料の額を自由に決められる年金です。

詳しくは、農業委員会事務局へお問い合わせください。電話 42-1239

# 農業委員会からのお知らせ

## 農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の提出について

平成23年1月1日現在において下記の要件を満たす方は、選挙人名簿登載申請が必要です。

- 栗原市内に住所を有する人
- 年齢が満20歳以上の人（平成3年4月1日以前に生まれた人）
- 1,000㎡以上の農地で耕作を営む人
- 上記の耕作を営む人の同居親族またはその配偶者で年間**60日間以上**耕作に従事している人（農地を1,000㎡以上所有していても、実際に耕作していなければ資格はありません。）

※ 申請書は対象世帯に行政区長経由で配布されます。

記載例を参考に記入していただき、**1月7日（金）までに** 返信用封筒に入れて各地区の行政区長へ提出してください。

## 贈与税納税猶予の継続届と不動産取得税徴収猶予の延長届の提出について

農地の生前一括贈与により、贈与税の納税猶予と不動産取得税の徴収猶予を受けている方は、3年ごとにそれぞれを継続するための届け出が必要です。

築館税務署と宮城県北部県税事務所から対象者あてに届出書が送付されますので、必要事項を記入し、**平成23年2月16日（水）まで**に各総合支所産業建設課へ提出してください。

## 農地の賃借料情報の提供について

農地法改正により標準小作料制度が廃止されたことから、昨年度より農業委員会では農地賃貸借契約の際の目安として、農地の賃借料情報を提供しています。

提供する情報は、栗原市内各地区（旧町村ごと）の10アール当たりの実勢賃借料の平均値、最高値及び最低値となります。

なお、農地の賃借料情報は、農業委員会事務局又は各総合支所産業建設課において閲覧することができます。

栗原市農業委員会事務局 ☎ 42-1239

### 編集後記

新たな「食料・農業・農村基本計画」では、平成32年度までに食料自給率を50パーセントまで向上させるという目標でしたが、突然降って湧いた菅総理によるTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）への参加検討発言により、早くも暗雲が立ちこめております。

食料自給率向上や農業の振興のため、持続可能で国際競争力のある農業の育成が目的であるのならば、若者が安心して就職できるように、基本理念の揺るがない、長期的な農業政策の確立を願ってやみません。

（大内一也委員）

